

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 15 日

各

都 道 府 県
特 別 区
保健所設置市

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その 24）

標記については、令和 2 年 11 月 5 日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、ベトナム当局との協議を踏まえ、ベトナム向けに輸出される食鳥肉については、福岡県、兵庫県、奈良県及び大分県に加え、和歌山県及び滋賀県で生産及び処理されたものの輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾並びに英国及び欧州連合向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、ベトナム、シンガポール及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産及び処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾並びに英国及び欧州連合

全国において衛生証明書の発行停止。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び停止解除の日付の記載がある都道府県については、記載された日付以降に生産及び処理されたものが衛生証明書の発行停止対象外である。

都道府県	輸出先国及び停止解除の日付
香川県	
福岡県	香港向け：令和3年3月5日（※1） ベトナム向け：令和3年3月1日 シンガポール向け：令和3年3月1日 マカオ向け：令和3年3月1日
兵庫県	香港向け：令和3年3月5日（※2） ベトナム向け：令和3年3月4日 シンガポール向け：令和3年3月4日 マカオ向け：令和3年3月4日
宮崎県	
奈良県	ベトナム向け：令和3年3月12日
広島県	
大分県	ベトナム向け：令和3年3月12日

都道府県	輸出先国及び停止解除の日付
和歌山県	<u>ベトナム向け：令和3年3月14日</u>
岡山県	
滋賀県	<u>ベトナム向け：令和3年3月15日</u>
高知県	
徳島県	
千葉県	
岐阜県	
鹿児島県	
富山県	
茨城県	
栃木県	

※1 令和2年11月2日以前に生産されたものも衛生証明書発行対象とする。

※2 令和2年11月3日以前に生産されたものも衛生証明書発行対象とする。